

仕様書

1. 件名 高崎地区イオン照射研究施設自動火災報知設備更新工事
2. 数量 1式
3. 目的 本仕様書は、量子科学技術研究開発機構（以下、QST という。）のイオン照射研究施設内に設置されている自動火災報知設備について、老朽化対策を目的として更新を行うものである。
4. 施工期限 令和9年3月26日
5. 施工場所 群馬県高崎市綿貫町1233番地
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
高崎量子技術基盤研究所
イオン照射研究施設（別図参照）
6. 工事仕様 本工事仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）建築工事標準詳細図、及び内線規程の最新版によるものとする。
7. 工事内容 イオン照射研究施設に設置されている自動火災報知設備の火災受信盤の受信機及びインターフェイス盤、メッセージ表示機、消火栓ボックス内上部の発信器、表示灯及び音響装置（ベル）、消火栓始動装置を更新する。設置後の作動試験作業及び届出手続・立会検査について実施すること。（以下、参考型番）
 - a. イオンビーム研究棟
 - ・GR型受信機 510 アドレス 壁掛型 FCRGJ004-R-510 相当品 1台
 - ・インターフェイス盤 FXRJ001 相当品 1台
 - ・P型1級発信機 屋内埋込型 FMMJ102-U 相当品 14個
 - ・発信機取付アダプタ 屋内用 ZBMJ002-U 相当品 14個
 - ・P型1級発信機 屋外埋込型 FMMJ102-UW 相当品 1個
 - ・発信機取付アダプタ 屋外用 ZBMJ002-UW 相当品 1個
 - ・薄型表示灯 屋内用 FLPJ002 相当品 14個
 - ・薄型表示灯 屋外用 FLPJ002-W 相当品 1個
 - ・音響装置（ベル）断線検出回路付 FBMJ001-D 相当品 14個
 - ・消火栓始動装置（40VA） FYH116-40 相当品 2個
 - b. サイクロトロン棟
 - ・P型1級発信機 屋内埋込型 FMMJ102-U 相当品 23個
 - ・発信機取付アダプタ 屋内用 ZBMJ002-U 相当品 23個
 - ・P型1級発信機 屋外埋込型 FMMJ102-UW 相当品 1個

・ 発信機取付アダプタ 屋外用 ZBMJ002-UW 相当品	1 個
・ 薄型表示灯 屋内用 FLPJ002 相当品	23 個
・ 薄型表示灯 屋外用 FLPJ002-W 相当品	1 個
・ 音響装置(ベル) 断線検出回路付 FBMJ001-D 相当品	34 個
・ 総合盤(P 型 1 級露出型) FWLJ007AR-P1D 相当品	1 個
c. 複合ビーム棟	
・ メッセージ表示機 FIRJ008D-R 相当品	1 台
・ P 型 1 級発信機 屋内埋込型 FMMJ102-U 相当品	10 個
・ 発信機取付アダプタ 屋内用 ZBMJ002-U 相当品	10 個
・ P 型 1 級発信機 屋外埋込型 FMMJ102-UW 相当品	2 個
・ 発信機取付アダプタ 屋外用 ZBMJ002-UW 相当品	2 個
・ 薄型表示灯 屋内用 FLPJ002 相当品	10 個
・ 薄型表示灯 屋外用 FLPJ002-W 相当品	2 個
・ 音響装置(ベル) 断線検出回路付 FBMJ001-D 相当品	12 個
d. 撤去工事	
既設火災報知設備撤去	
・ 火災受信盤(自立型)	1 台
・ ガス漏れ受信機(自立型)	1 台
・ 副受信盤	1 台
・ 総合盤(P 型 1 級 露出型)	1 個
・ P 型 1 級発信機(屋内埋込型)	47 個
・ P 型 1 級発信機(屋外埋込型)	4 個
・ 薄型表示灯(屋内用)	47 個
・ 薄型表示灯(屋外用)	4 個
・ 音響装置(ベル)	60 個
・ 消火栓始動装置 (40VA)	2 個
e. 火災報知システム構築	
・ システムデータ作成	1 式
・ データ設定	1 式

8. 提出書類 以下の書類を提出すること。

a. 工事日報	1 部
b. 現場代理人選任届	1 部
c. 工程表	1 部
d. 再委託承諾願	必要に応じて
e. 官庁、その他法令に基づく申請に必要な書類	必要に応じて
f. 外国人従事者名簿 (該当する時)	1 部
g. 竣工図書	

工事が竣工したときに作成する竣工図は、以下のとおりとする。ただし、工事内容または工事規模により作成要領が異なる場合があるため、QST 監督員と打ち合わせるものとする。

[竣工図] 1部

(a)設計図に準じた図面等を内容とする。

(b)製本サイズは、A4判とする。

(c)装丁は、簡易製本とし表紙に工事名称等を適宜記入する。

[竣工CADデータ] 1部

[竣工図]と同じ内容をjwc形式及びdxf形式でメディアに記録して提出する。

h.工事写真

[工事写真帳] 1部

(a)工事竣工後では確認困難な箇所

(b)設計変更の部分

(c)その他主要な工程及びQST監督員の指示する箇所

(d)写真仕様

原則としてカラー写真とする。

写真は撮影箇所及び作業内容を表示すること。

i.納品書 1部

j.その他監督員が指示するもの 必要数

9. 検 査 工事完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

10. 設計変更

(1) 設計変更が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

(2) 設計変更に関わる共通費は、設計変更により増減する直接工事費について増減するものとする。

(3) 工事数量の計算は、QST作成の図面ないし、QSTの承諾した受注者作成の施工図等により行うものとする。

(4) 数量は、すべて製品（仕上がり）の数量（重量）による。

11. その他

(1) 受注者は、工事が完了しても、QSTの検査に合格し引き渡し完了するまでは、その工事目的物を管理しなければならない。また、QSTがその工事目的物に他の工事を行うときは、協力するものとする。

(2) 本工事は、原則として工事仕様書及び添付図面に従って施工するものであるが、些少の部分であっても一切記載していない事項といえども技術上必要と認められるものは、QST監督員と協議のうえ実施すること。

(3) 本工事に使用する材料を搬入するときは、QST監督員が指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うものとする。

(4) 高崎量子技術基盤研究所構内で作業するときは、下記の規則等を遵守しなければならない。

ア 建設業法

イ 消防法

ウ 建築基準法

エ 労働安全衛生法

オ 内線規程

カ 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈

キ 高崎量子技術基盤研究所電気工作物保安規程・同規則

ク 高崎量子技術基盤研究所安全衛生管理規則

ケ 高崎量子技術基盤研究所事故対策規則

コ 高崎量子技術基盤研究所防火管理規則

サ 高崎量子技術基盤研究所環境配慮管理規則

シ 高崎量子技術基盤研究所放射線障害予防規程

ス 高崎量子技術基盤研究所放射線安全取扱手引

セ 作業における安全性についての確認項目

ソ その他関係法令及び所内規程・要領

タ QST監督員が安全上遵守しなければならないと判断したもの。

- (5) QST が行う別途工事等とのトラブルがないよう QST 監督員との連絡を密に取り、工事全体の円滑な推進に協力するものとする。
- (6) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適応する機器及び材料が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (7) 工事に必要な諸手続(法令上及び所内規程)は受注者の責任において行うこと。
なお、詳細については QST 監督員と協議すること。
- (8) 本工事で火気の使用にあたっては、適切な防火対策を講ずるとともに QST 所定様式にて申請を行うこと。
- (9) 本工事においては原則として土休日は作業を行わないものとするが、やむを得ず作業する場合は QST 監督員と協議のうえ所定の様式を事前に提出すること。
- (10) 本工事で使用する測定計器類は、校正されたものを使用し、証明記録を提出すること。
- (11) 撤去品は金属類及び産業廃棄物に区分けし、QST 指定場所に整理して引き渡すこと。また、産業廃棄物については受注者処分とする。
- (12) 停電作業を行うにあたっては、QST 監督員及び関係部署と操作手順等の打ち合せを十分に行い安全確保に努めて実施すること。
- (13) 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全等の諸般の準備を行い、工事の安全かつ迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。また、QST の業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、作業でトラブル(人身事故、火災等)を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。
トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、臭気等が、QST の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十

- 分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について QST と綿密に協議すること。
- (14) 現場の納まり取合い等の関係で、材料の寸法、取付位置または工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図面に一切記載のないものであっても、軽微なものは QST 監督員と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。
 - (15) 機器並びにその主要部品は既存設備の同等品または相当品とすること。
 - (16) 本仕様に記載がない事項については、QST 監督員との協議及び指示による。
 - (17) 本工事において外国人労働者を従事させる場合は、在留資格、就労ビザ等法令上必要な手続きがされていること。また、安全保障輸出管理規定第 11 条情報セキュリティ対策のため、安全輸出管理上の確認を行うことから、休祝祭日含まない 7 日前までに必要事項を記載した従事予定者全員の名簿の提出を行うこと。
 - (18) 材料置場及び仮設設置物については、あらかじめ QST 監督員と打ち合わせるものとする。
 - (19) 使用する配管は JIS 表示品とする。
 - (20) 敷設した配管は用途等種別を明記すること。
 - (21) 検査に必要な機材、労力等はすべて受注者負担とし、内容等については別途協議すること。
 - (22) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を QST の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。
 - (23) 受注者は異常事態等が発生した場合、QST の指示に従い行動するものとする。
 - (24) 作業中に発見した不良箇所は、QST 監督員に報告しその指示に従うこと。
 - (25) 本仕様書に疑義が生じた場合には、QST 監督員と受注者間で協議を行い決定するものとする。
 - (26) 交通制限等を行う必要がある場合は、事前に QST 監督員に報告しその指示に従うこと。
 - (27) 工事用電力及び水については無償とする。
 - (28) 本工事の一部は放射線管理区域内の作業となるため、区域内作業者は放射線業務従事者登録を行い、安全には十分注意のうえ、QST の指示に従い行動すること。

(要求者)

部課(室)名：高崎量子技術基盤研究所 管理部
氏 名：橋 直明